

東美濃広域観光ウェブサイト作成業務委託仕様書

1 業務名称

東美濃広域観光ウェブサイト作成業務委託

2 業務の目的

本事業では、「東美濃」の知名度向上を図るため、東美濃地域の観光資源を活かしたウェブサイトを作成することで、東美濃のイメージを広く効果的に発信し、さらなる観光誘客につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

（ただし、ウェブサイトの公開は令和5年1月31日（火）までに完了するものとする。）

4 業務概要

(1) ウェブサイト制作業務

(2) ウェブサイト運用保守業務

5 仕様

(1) ウェブサイト制作業務

(ア) ウェブサイト構築

- ① トップページデザイン及びサイトの企画・構成
- ② テンプレート作成
- ③ HTML コーディング

(イ) 情報収集

制作に必要なテキスト、図等の素材収集は、発注者と協議の上、受注者が調査、取材等情報収集を行い用意するものとする。なお、発注者は素材提供、取材者への交渉等、可能な範囲において協力する。

(ウ) コンテンツ制作

次の内容を盛り込んだサイトデザイン案（トップページ、中間ページ、詳細ページ）を作成し、提案すること。

- ① 東美濃歴史街道協議会構成市町（多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市・可児市・御嵩町）の基本情報・アクセス等の紹介
- ② テーマ別スポットの紹介
- ③ 取材・撮影を元に記事を作成
- ④ 各構成市町のウェブサイト、Instagram等SNS、他ウェブサイトへのリンクバナー

⑤ SNS を利用した企画

業務目的の達成及びアクセス数の増加のために効果的な仕組みを企画、提案すること。

(エ) デザイン・構成等

- ① 東美濃地域の魅力が伝わるような写真や映像を使用し、視覚的に捉えられる構成とすること。
- ② 本事業において作成されたウェブサイトをベースとし、次年度以降も継続して内容の追加・更新を行いやすい構成となるよう工夫をすること。

(オ) ウェブサイトの機能要件等

契約期間以降のウェブサイトの運用（図、テキスト等の変更・修正）は、以下の全てを満たすこと。

① ドメイン及び URL

発注者が指定した URL をトップページとし、全てのファイルは当該 URL 以下に配置すること。

② 動作環境

- ・ Google Chrome、Safari、Brave、Opera、Mozilla Firefox、Microsoft Edge 等のウェブブラウザに対応することとし、画面サイズを変更した場合でも見やすい可変デザインであること。
- ・ スマートフォンやタブレット端末でも利便性が高いデザインとすること。原則、パソコンサイトと同ページを使用し、画面サイズによって最適化される構造とすること。

③ アクセシビリティ

「JISX8341-3:2016」（正式名称「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」という。）の等級 AA に準拠すること。

④ ウェブサイト作成ソフトウェア

Wordpress 等の操作が容易なものとする。また、Wix などのホームページ作成クラウドサービスは使用しないこと。

⑤ サーバ要件

本ウェブサイトを格納するサーバを用意すること。また、サーバの追加設定を要することなく、正常に動作すること。

(カ) SEO 対策

SEO 対策について十分な対策を提案すること。

(キ) SNS 連携

SNS 連携の構築について十分な対策を提案すること。

(2) ウェブサイトの運用保守

(ア) サイト・コンテンツの改善及び修正は必要に応じてページデザインやテンプレート、コンテ

ンツ（動画や画像を含む）の更新・修正等を行うこと。また次年度以降、構成市町において内容の更新・修正等を可能にすること。

(イ)保証について

本委託業務の検査完了後1年以内において、設計・制作上に起因することが明らかな障害が発生した場合には、受託者の責任において無償で改修を行うものとする。

6 納品物

ウェブサイト

構成物一式（各種ソフト、テキスト、画像、動画等のデータ、関連資料）

7 納品場所

東美濃歴史街道協議会事務局

多治見市役所産業観光課内（岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地）

8 支払方法

業務完了後、一括して支払う。

9 契約に関する条件及び留意事項

業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協議会と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

11 著作権等の取扱いについて

別添「著作権等取扱特記事項」のとおりとする。

12 業務の継続が困難となった場合の措置

協議会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、協議会は契約の取消しができる。この場合、協議会に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく本事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、協議会及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

13 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 受託者は契約の履行に当たり、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

(2) 受託者は暴力団等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、協議会に対して履行期間の延長を請求することができる。

14 その他

(1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 委託契約後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、協議会の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、協議会と十分協議したうえで行うこととする。

別添

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 一 原稿
 - 二 原画
 - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「印刷製本物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物（Adobe Illustrator 形式等の編集可能な形式でDVD-R等に保存したもの）を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。